



## 申7号 「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化」に関する申し入れ 第1回交渉を行う！その②

3. 機能保全中に発見された不具合に対応するため、機能保全の作業時間や車両運用には余裕を持たせること。

【回答】不具合対応が発生した場合は、関係箇所と調整し対応していくこととなる。

▼組合の主張（要旨）

会社の回答（要旨）▼

回答にある「関係箇所と調整し対応」とは何か。	交番検査を委託している箇所と同様だが、機能保全中に不具合が発見され、出区時間に間に合わない見込みの場合は、グループ会社からJRに申し出てもらい、運用を調整している。 <u>「直っていないけれども出区させる」ということがあってはならない。</u>
かつて本社から「車両品質の非常事態宣言」が出され、「1分/1秒を競って急ぐ仕事はありますか」と問いかけている。しかし出区に間に合わせようと焦る場面があるのが現実だ。機能保全車が当日中には出区しない車両運用にするなど、落ち着いて作業できる環境を整えるべきだ。	<u>落ち着いて作業できるようにすることは大切である</u> と考えている。
機能保全に必要な一編成あたりの人数について、JRでの人数を、グループ会社も踏襲するべきだ。	<u>委託開始時点では同じ人数となる。</u> ただし例えば4人で行っていたところを、足取りの改善等で将来は3人となる可能性はある。一方、 <u>人数を少なくすることで不安が生じたり、「急がなければ」となることがあってはならない。</u> 将来的に少人数にする場合でも、 <u>安全と車両品質を担保できるかどうかはJRで把握しなければならない。</u>

**「落ち着いて作業できるようにすることが大切」「人数を少なくすることで不安や焦りが生じることがあってはならない」「委託後に人数を少なくする場合、安全と品質を担保できるかはJRで把握する」ことを確認！検証・実態把握を強化しよう！**

4. 機能保全を委託する場合、機能保全中に発見された不具合は委託先会社にて責任を持って修繕する体制を整えること。

【回答】具体的な取扱いについては、各機関とグループ会社との間で検討することとなる。

4・5項は統合して議論を実施

5. 機能保全を委託する場合、JRと委託先会社の連絡体制や発注フロー、業務内容の区分けを明確化し、受発注時に混乱が生じないようにすること。

【回答】具体的な取扱いについては、各機関とグループ会社との間で検討することとなる。

機能保全中に発見された不具合は、これまで機能保全班が修繕していた。委託後はどうなるのか。	JRとグループ会社で、どこまでの作業を契約に含めるかを議論することとなる。すでに交番検査を委託している箇所でも、不具合修繕を含めて委託している箇所と、機能確認のみを委託している箇所に分かれている。
委託された仕業検査では、仕業検査で発見された不具合をJRとグループ会社のどちらで修繕するか、その都度協議している。その「協議」が監督員の大きな負担であり、機能保全でも同じことが起こるのではと懸念している。	<u>負担を感じているなら工夫をしなければならない。</u> <u>「整備標準」の中で機能保全の検査項目と謳われていない範囲での不具合が生じた場合は「臨時作業」となり、どちらの会社で修繕するかをJR監督員とグループ会社作業責任者間で協議することとなる。（臨時作業の）委託範囲は各車セである程度、揃えたい。</u> なお、整備標準にある項目でも、整備標準は大枠しか書かれていないため、実際には（グループ会社で）修繕できないことはあり得る。
JRでは整備標準上の機能保全項目と、それ以外の項目のどちらの不具合も主に機能保全班が修繕しているが、委託後は線引きされるのか。迷いが生じないようにすべきだ。	そうだ。本施策は「機能保全の委託を可能とする」ものであり、臨時作業をどこまで委託するかは本施策とは別に（委託可能と仕切っている範囲において）契約で決めていく。 <u>現場間で協議の上で、総合車セ等での契約締結に反映させていく形となる。</u>
一斉点検についてはどう	グループ会社のミスに起因するものはグループ会社で、車両故障に起因するものはJRで実施することとなる。

**仕業検査委託後の苦労を繰り返さないよう訴える！臨時作業の範囲については、現場間での協議に基づき総合車セでの契約締結に反映させることを確認！**

その③へ